

又はこれに代わる者と知事が認めた者」とし、他の一人は県内に居住する成年者であつて独立の生計を営み、かつ、修学資金の返還の責めを負うことができる程度の資力を有するものとす。

様式第一号中「(第1条関係)」や「(第1条、第2条関係)」に於て「回籍地(裏)」を次のように改める。

(裏)

卒業後の就職希望先	本人の修学費用	年額 (月額)	円	本人の受けている奨学金等	名 称	金額	月額 年額	円
	卒業後の就職希望先							
保 証 人	氏名	生年 月日	年 月 日	本人との関係	職 業	勤務先	年 月 日	円
		郵便番号 ()	生年 月日					
住所	氏名	生年 月日	年 月 日	本人との関係	職 業	勤務先	年 月 日	円
		郵便番号 ()	生年 月日					
住所		電話番号 ()		電話番号 ()		年 月 日		円

上記記載事項に相違ありません。

理学療法士等修学資金の貸与を受けたいので、福島県理学療法士等修学資金貸与条例第2条の規定により、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

福島県知事

申請者 氏名

㊦

(申請者が未成年の場合)

「上記の申請について、同意します。」

親権者又は後見人 氏名

㊦

上記の申請により修学資金の貸与を受けたときは、本人の債務を履行することを保証します。

保証人 氏名

㊦

保証人 氏名

㊦

様式第四号中「親権者又は後見人」や「保証人」に於て。

保 証 人	氏 名	生 年 月 日	年 月 日	本人との続柄	職 業	勤務先の名称及び所在地	電 話 ()
		年 月 日	年 月 日				

保 証 人	氏 名	生 年 月 日	年 月 日	住所	郵便番号 ()	電話番号 ()	職 業	勤務先	年 月 日
		年 月 日	年 月 日						

や

条例施行規則による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(医療看護課)

福島県規則第三十七号

福島県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

福島県農業改良資金貸付規則(昭和六十年福島県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「平成十一年法律第百十号」の下に「。以下「持続農業法」という。」を加え、「」及び「を」。以下「青年就農促進法」という。)、」に、「の定める」を、「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十八号。以下「農工商等連携促進法」という。)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令(平成二十年政令第百三十四号)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第四号第二項第二号イの農業業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令(平成二十年農林水産省令第四十八号)、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成二十年法律第四十五号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。))及び農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令(平成二十年政令第百九十六号)の定める」に、「又は」を「若しくは」に改め、「農業業者等」という。)」の下に「又は農工商等連携促進法第四号第一項の認定を受けた者であつて同条第二項第二号イに掲げる措置を行うもの(以下「認定中小企業者」という。)」を加える。

第二条第一項中「一農業業者等」の下に「又は一認定中小企業者」を、「同じ。)」の下に「及び認定中小企業者」を、「五千万円(認定農業業者)」の下に「及び認定中小企業者」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 貸付金の償還期間(措置期間を含む。以下同じ。))は、十年以内とする。ただし、次に掲げる資金に係る貸付金の償還期間は、十二年以内とする。

一 法第五条第一項に規定する特定地域資金

二 持続農業法第六条に規定する資金

三 青年就農促進法第二十三条第一項に規定する資金

四 農工商等連携促進法第十一条第二項に規定する資金

五 農林漁業バイオ燃料法第八条に規定する資金

第二条第三項中「特定地域資金及び青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第二十三条第一項に規定する」を「前項第一号、第三号及び第四号に掲げる」に改める。

第三条第一項中「者は、」の下に「農業業者等のうち」を、「農業業者等」の下に「又は認定中小企業者」を加える。

第七条に次の一項を加える。

2 借受申請者は、次の各号に掲げる資金を借り受けようとする場合にあつては、当該各号に定める書類を前項の申請書に添付しなければならない。

一 第二条第二項第四号に掲げる資金 農工商等連携促進法第四条第一項に規定する

農工商等連携事業計画を記載した書類

二 第二条第二項第五号に掲げる資金 農林漁業バイオ燃料法第四条第一項に規定する生産製造連携事業計画を記載した書類

第八条第一項中「第八条」の下に「(農工商等連携促進法第十一条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、「又は」を「、又は」に改め、同条第三項中「前条」を「前条第一項」に改める。

第十九条第三号を次のように改める。

三 第三条第一項の貸付金を借り受ける資格を有する者でなくなつたとき。

第二十一条中「信用金庫」の下に「、信用協同組合」を加える。

様式第一号中「※」を「※※」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県農業改良資金貸付規則(以下「改正前の規則」という。))様式第一号による農業改良資金貸付申請書は、改正後の福島県農業改良資金貸付規則様式第一号による農業改良資金貸付申請書とみなす。

3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則様式第一号による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(農業経済課金融共済室)

訓 令

福島県訓令第十五号

福島県統計事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県統計事務取扱規程の一部を改正する訓令

福島県統計事務取扱規程(昭和三十三年福島県訓令第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「統計法(昭和二十二年法律第十八号)第三条の規定による指定統計調査以外の」を「統計法(平成十九年法律第五十三号)第二十四条第一項の規定により地方公共団体が行う」に、「人又は」を「個人又は」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

(統計分析課)

福島県訓令第十六号

福島県農林水産業協同組合検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十一年三月二十七日

本庁 機関
出先 機関

福島県知事 佐藤雄平

福島県農林水産業協同組合検査規程の一部を改正する訓令

福島県農林水産業協同組合検査規程（平成十三年福島県訓令第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「から第五項まで及び」を「及び第二項、」に、「第十四条」を「第十四条第一項並びに犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第百三十三号）第三十六条第一項及び第二項」に改める。

第二条第六号を次のように改める。

六 水産業協同組合法第百二十二条第二項に規定する子法人等、信用事業受託者及び

同法第十五条の四第一項第四号に規定する共済代理店

第十九条中「第百十条」を「第百十条第一項」に、「第百十六条第一項又は」を「第百十六条第一項」に改め、「第十三条」の下に「又は犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第三十五条第一項」を加える。

様式第二号（表）中「から第五項まで及び」を「及び第二項、」に、「第十四条」を「第十四条第一項並びに犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第36条第一項及び第二項」に改める。

附則

- この訓令は、公布の日から施行する。
- この訓令の施行の際現に改正前の福島県農林水産業協同組合検査規程の規定に基づき交付されている検査職員証は、改正後の福島県農林水産業協同組合検査規程の規定に基づき交付された検査職員証とみなす。

（農業経済課）

告 示

福島県告示第百二十一号

福島県統計表彰規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十一年三月二十七日

福島県知事 佐藤雄平

福島県統計表彰規程の一部を改正する規程

福島県統計表彰規程（昭和四十四年福島県告示第百二十三号）の一部を次のように改める。

第二条第一項各号中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同項第一号中「統計法（昭和二十二年法律第十八号）第十二条」を「統計法

（平成十九年法律第五十三号）第十四条」に、「調査員等」を「県統計調査員等」に、「第五条第一項に規定する調査員」を「第四条第一項に規定する統計調査員」に、「第六条第一項に規定する指導員」を「第五条第一項に規定する統計調査指導員」に改め、同項第二号中「行ない」を「行い」に、「者」を「もの」に改め、同項第三号中「前各号」を「前二号」に改め、同条第三項中「行なう」を「行う」に改め、同項第一号中「調査員等」を「県統計調査員等」に、「第二条」を「第二条第一項」に、「統計調査」を「県基幹統計調査」に、「おさめた」を「収めた」に改める。

第三条中「福島県統計大会」を「福島県統計功労者等表彰式」に、「行なう」を「行う」に改める。

附則

この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第一条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定中「行なう」を「行う」に改める部分、同項第二号及び第三号の改正規定、同条第三項の改正規定中「行なう」を「行う」に改める部分、同項第一号の改正規定中「おさめた」を「収めた」に改める部分並びに第三条の改正規定は、公布の日から施行する。

（統計分析課）